

議案第1号 説明資料

幕別町部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|---|
| <p>○幕別町部設置条例 (平成27年12月18日 条例第38号)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する部及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>イ 財政に関する事項</p> <p>ウ 秘書及び渉外に関する事項</p> <p>エ 広報及び広聴に関する事項</p> <p>オ 議会及び行政一般に関する事項</p> <p>カ 人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>キ 情報管理及び統計に関する事項</p> <p>ク 財産管理及び契約に関する事項</p> <p>ケ 税及び税外収入に関する事項</p> <p>コ その他他の部の所管に属さない事項</p> <p>(2) 住民福祉部</p> <p>ア 戸籍及び住民記録に関する事項</p> <p>イ 国民健康保険及び国民年金に関する事項</p> <p>ウ 行政区、町民活動及び町民相談に関する事項</p> <p>エ 防災及び危機管理に関する事項</p> <p>オ 交通に関する事項</p> <p>カ 環境衛生及び環境保全に関する事項</p> <p>キ 社会福祉及び障害福祉に関する事項</p> <p>ク こどもの福祉に関する事項</p> | <p>○幕別町部設置条例 (平成27年12月18日 条例第38号)</p> <p>(部の設置及び分掌事務)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する部及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 企画総務部</p> <p>ア 総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>イ 財政に関する事項</p> <p>ウ 秘書及び渉外に関する事項</p> <p>エ 広報及び広聴に関する事項</p> <p>オ 議会及び行政一般に関する事項</p> <p>カ 人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>キ 情報管理及び統計に関する事項</p> <p>ク 財産管理及び契約に関する事項</p> <p>ケ その他他の部の所管に属さない事項</p> <p>(2) 住民生活部</p> <p>ア 戸籍及び住民記録に関する事項</p> <p>イ 国民健康保険及び国民年金に関する事項</p> <p>ウ 行政区、町民活動及び町民相談に関する事項</p> <p>エ 防災及び危機管理に関する事項</p> <p>オ 交通に関する事項</p> <p>カ 環境衛生及び環境保全に関する事項</p> <p>キ 税及び税外収入に関する事項</p> |

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|--|
| <p>ケ <u>高齢者福祉及び介護保険に関する事項</u></p> <p>コ <u>健康推進に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> | <p>(3) <u>保健福祉部</u></p> <p>ア <u>社会福祉及び障害福祉に関する事項</u></p> <p>イ <u>こどもの福祉に関する事項</u></p> <p>ウ <u>高齢者福祉及び介護保険に関する事項</u></p> <p>エ <u>健康推進に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> |

幕別町部設置条例の一部を改正する条例（附則第2項関係）の該当部分 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>○幕別町地域福祉計画策定委員会条例 (平成21年3月25日 条例第9号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>住民福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> | <p>○幕別町地域福祉計画策定委員会条例 (平成21年3月25日 条例第9号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> |

幕別町部設置条例の一部を改正する条例（附則第3項関係）の該当部分 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|---|---|
| <p>○幕別町障害者福祉計画策定委員会条例 (平成12年6月30日 条例第59号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>住民福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> | <p>○幕別町障害者福祉計画策定委員会条例 (平成12年6月30日 条例第59号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> |

幕別町部設置条例の一部を改正する条例（附則第4項関係）の該当部分 新旧対照表

| 現 行 条 例 | 改 正 条 例 |
|--|--|
| <p>○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 地域協議会の庶務は、<u>住民福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> | <p>○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 地域協議会の庶務は、<u>保健福祉部</u>において処理する。</p> <p>第7条 略</p> |